

あま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(会長及び副会長)</u></p> <p><u>第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 協議会の会議は、会長が議長となる。</u></p> <p><u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(意見の聴取)</u></p> <p><u>第7条 協議会は、必要があると認めるときは会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p>	<p><u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p><u>第6条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が議長となる。</u></p> <p><u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</u></p>